

利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会
第12回会合 議事要旨

1 日時 平成23年12月20日(火) 10:30～12:00

2 場所 総務省8階 第1特別会議室

3 出席者(敬称略)

○構成員

相田構成員(座長代理)、岡村構成員、木村構成員、桑子構成員、長田構成員、
野原構成員、藤原構成員、別所構成員、堀部構成員(座長)、松本構成員
(欠席:清原構成員、國領構成員)

○オブザーバー

日本スマートフォンセキュリティフォーラム 西本事務局長

○総務省

松崎総務副大臣、
小笠原総務審議官、桜井総合通信基盤局長、原口電気通信事業部長、
安藤総合通信基盤局総務課長、古市事業政策課長、
玉田消費者行政課長、小川消費者行政課企画官、
松井消費者行政課課長補佐、岡井消費者行政課課長補佐

4 議事

(1) 開会

(2) 松崎総務副大臣挨拶

(3) 議題

(ア) 電気通信サービス利用者の利益の確保・向上に関する提言(案)のパブリック
コメントの結果及び提言取りまとめについて

(イ) 各WG提言の進捗状況について

(ウ) スマートフォンに関する最近の動向について

(エ) その他

(4) 閉会

5 議事要旨

(1) 松崎副大臣挨拶

今の日本社会で、未来を担う子供たちが高い学習成果を効率的、効果的に得る点で、
ICTが果たす役割は非常に大きなものがある。先日、先進事例として、葛飾区本田
小学校を視察したが、電子黒板や1人1台のノートパソコンは非常に効果的であり、
本当にこれからの未来を感じた。これを早く全国規模にしたいと思っている。

ICTによる便益を十分に受けるためには、すべての利用者の安心・安全にしっかりと
着目して、ICTサービスを利用できる環境をつくっていくべきだと思っている。
本研究会は、そうした視点からさまざまな課題についてご議論いただいていると承知

しており、総務省としても、頂いた提言の内容を行政運営にしっかりと活かしていかなければならないと思っている。

(2) 電気通信サービス利用者の利益の確保・向上に関する提言（案）のパブリックコメントの結果及び提言取りまとめについて

- ・資料1-1に基づきパブリックコメントに寄せられた意見に対する考え方について事務局から説明が行われ、資料1-2の提言（案）のとおり承認された。
- ・主なやりとりは以下のとおり。

(桑子構成員)

- ・今回の提言内容は、広告表示の問題、勧誘の問題に始まり、通信サービス全般にかかわる幅広い提言だと考えている。現在4団体から構成される電気通信サービス向上推進協議会において勧誘関係の検討を含めて体制の見直しを行い、新たな検討の場を立ち上げるなどの取り組みを始めている。
- ・今後、この提言に盛り込まれている勧誘関係の自主基準、解約に関する自主基準、広告表示の見直し、用語集の見直しなどを含めて、業界全体として、特に利用者に対する情報提供や周知という点で、しっかりと検討してまいりたい。

(3) 各WG提言の進捗状況について

- ・資料2に基づき各WG提言の進捗状況について事務局から説明が行われ、意見交換が行われた。
- ・主なやりとりは以下のとおり。

(野原構成員)

- ・青少年のインターネットリテラシー指標に関する有識者検討会の国際的に比較可能な形の指標の整備は非常にいいことだと思うが、国際的に比較可能な形での整備というのはどういうものなのか。

(事務局)

- ・一例として、OECDレポートで、いわゆるインターネットを利用する際のリスクの分類があり、そういったものを参考にしながら、指標をつくるに当たってリスク分類を日本の状況を踏まえて分類し、それぞれの状況と対応を作成する予定。日本で作ったものはOECD等での議論とうまくマージできるような形にしていきたい。

(木村構成員)

- ・青少年のインターネットリテラシーのところ、高校生を対象にしているとのことだが、なぜ高校生を対象としたのか。

(事務局)

- ・小・中・高校生で求められるものは年齢によって違うと考えているが、時間的なこともあり、小・中でどこまで体得できているかということを計る観点から、高校生をひとまず想定している。中学生以下についても対象とできればよいと思っているが、第1回目は、それまでの経験を計るという意味合いで高校1年生を想定している。

(木村構成員)

- ・現状では高校生を対象にしているのは理解できるが、高校生になってしまった場合には、すごくリテラシーに差があるので、高校生になる前の段階、義務教育の段階でどう教育されているかという観点も今後入れていただきたい。子供たちの成長を見ていると、大体中学校2、3年生あたりで進路をどうするかということで、インターネットだけではなく様々にグループ分けされてしまうことを感じており、その前の段階でリテラシーをきちっと教える取組みを今後検討いただきたい。

(事務局)

- ・有識者検討会の場合でも、義務教育課程までに身につけてほしい能力の整理をした上で議論していただいております。また、検討のプロセスには文部科学省にもオブザーバー参加をいただいて連携を図りながら進めている。

(岡村構成員)

- ・青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言の進捗状況について、スマートフォンから無線LANを通じて接続するサービス等に関して、安心ネットづくり促進協議会において本年10月設置の作業部会で検討中ということだが、どのような議論が出ているのか。

(事務局)

- ・安心ネットづくり促進協議会での検討には総務省のほか関係各省がオブザーバーで参加している。もともと青少年インターネットWG提言をきっかけに、スマートフォンを中心に、フィルタリングのあり方、特に無線LANを経由した場合にどうやってフィルタリングできるのか、あるいはアプリケーション経由の場合についてどうやってフィルタリングを行えるかといった観点から始まったもの。検討に当たっては、関係者が安心・安全のためにどのような取組みをしているのかという事実の共有から始まるのが非常に大事だという認識の下、携帯電話事業者、無線LAN事業者、機器メーカー、プラットフォーム事業者といったさまざまな関係者のプレゼンテーションと意見交換を行ってきている。例えば、消費者の方からのご意見としては、事業者からはスマートフォンについてわからないことがあったら質問して欲しいと言われるけれど、消費者からすると何がわからないのかもわからないという状況なので入り口のところで説明していただけるとありがたいといった意見など、非常に多く意見交換をしていただいている。

(座長)

- ・各界の関心が非常に高く、毎回出席者が多いと聞いている。

(4) スマートフォンに関する最近の動向について

- ・資料3-1に基づき、日本スマートフォンセキュリティフォーラムから説明があり、意見交換が行われた。その後、資料3-2に基づき事務局から説明があり、意見交換の後、「スマートフォンを経由した利用者情報の取扱いに関するWG」を設置することとされた。
- ・主なやり取りは以下のとおり。

(1) スマートフォンアプリケーションに関わる課題と取り組み（日本スマートフォンセキュリティフォーラム）

（松本構成員）

- ・ 2点伺いたい。①全くスマートフォンが動かなくなるようなタイプのものを別にすれば、ユーザーの様々な個人情報をアプリケーションの開発者又は提供者が無断で収集していることに問題があるという説明と理解してよいか。②情報提供を受ける事業者が、対価を払ってまでアプリの中に忍び込ませたモジュールでもって情報を得ることによってどういうメリットがあるのか、結局広告配信という話に換言されるのか。

（日本スマートフォンセキュリティフォーラム）

- ・ ①については、アプリケーションそのものが自由に作れるので、ユーザーにうまく説明ができないままアプリケーションが配布されているというのが課題の一つ。従来のいわゆるフィーチャーフォンでは、電気通信事業者における個人情報保護ガイドラインの第25条、第26条に位置情報の管理について明確に規定があるが、スマートフォンになって、その部分のたかが外れているようになってきている。サイトの運営者は電気通信事業者ではないかとも思うが、実質そのような運用はされていないというのが課題であろうと思う。②の対価の部分については、広告のほか、新しい事業モデル、場合によってはテロ、諜報に悪用されるという部分が可能性としてはある。位置情報などもトレースするアプリケーションや盗聴できるアプリケーションは普通に売られており、こういったものを組み込んだスマートフォンがこの会場に持ち込まれれば、その家族は、出席者がどこでどういう仕事をして、どういう会議をしているというのが分かってしまう。正規で対価を払う人とそうでない人、犯罪に利用する人に悪用されるケースなどは意識しておかなければいけないと思う。

（松本構成員）

- ・ 情報収集モジュールで収集できる情報内容として、例えばインターネットバンキングで使う際のパスワードなど、スマートフォンを使ってサービスを受けるための本人確認情報を専ら収集するようなモジュールを忍ばせておくということは考えられるのか。位置情報よりも、むしろ財産的な被害に結びつきやすい情報を盗むためのウイルス的なものというのが一番怖い感じがするが。

（日本スマートフォンセキュリティフォーラム）

- ・ スマートフォンはいわゆるコンピューターなので、チップレベルで保護できていない情報は基本的にソフトでコントロールできるため、その可能性はある。現状では、そのようなウイルスは脅威にはなっていない。今後対策は進めていかなければならないが、日本スマートフォンセキュリティフォーラムの趣旨として、セキュリティの問題があるのでスマートフォンの活用をやめろ、というようなポジションにはない。セキュリティを担保することで、スマートフォンをいかに普及してもらおうかと考えており、脆弱だからといって使うなというメッセージを発する意思はない。ただ、将来にわたって、パソコン等で発生しているマルウェアというのは十分危険

されるので、それは時期を見てしっかり告知していくべきだと思っている。松本構成員ご指摘の脅威がないわけではないが、現在一番注力すべきは、いわゆる危険なアプリケーションが普通に配布されており、そういったものをいかに見抜いていくか、このあたりからスタートするのが良いのではないかと捉えている。

(野原構成員)

- ・個人でもアプリを開発できるようなオープンな仕組みをできるだけいい形で発展させていくのが大事だなと思っているが、安心・安全も重要であり、どうやってセキュリティ環境をつくっていくのかというのは興味がある。スマートフォンのマルウェア、ウイルスはパソコンに比べると桁も違うほど少ないとのことだが、どのような定義で、どのようにカウントされているのか。また、ウイルス対策ソフトは既に市販されているが、これはどのような考え方で何に対する対策をしているのか。

(日本スマートフォンセキュリティフォーラム)

- ・アップル社の iOS と言われるものにはウイルス対策ソフトはない。アップル社によればウイルスというのは存在していないとのことなので、現時点では議論の対象から外す。
- ・アンドロイドについては、ウイルス対策ベンダーの発表からすると昨年で10個ぐらい、今年6月ぐらいで150ほど、今年9月・10月で300から400ほどであったと記憶している。アンドロイドのアプリケーションの特質として、Javaで書かれているので比較的后で改変しやすいため、既存の人気アプリケーションに付着して再配布したりするタイプのものを基本的にウイルスと定義して、ウイルス対策ベンダーはアプリケーションがインストールされるときに排除するという手法をとっている。なお、システム領域に忍び込むタイプは、ウイルス対策ソフトそのものがアプリケーションで動作しているため、システム領域に入り込んだ以降は対策が困難という課題を抱えている。
- ・今の段階でウイルス対策ソフトが駆除対象にしているものは、資料2ページのウイルス及び危険なアプリケーションの一部。個人、端末、位置情報など機微情報を送出する機能を持っているが、駆除対象にしているものはほんの一部。

(野原構成員)

- ・端末管理ソフトとの違いは機能的にはないとしても、その目的や使い勝手を人間の価値観で見ると分かるのではないかと理解したが、そうするとウイルス対策ソフトの機能ではじくのは結構難しいと思う。何らかの対策は打っているのか。

(日本スマートフォンセキュリティフォーラム)

- ・アプリケーションが入るときに抑え込んでいかないとだめだというのが基本的な考え。そのため、アプリケーションは入るときにマーケットを経由して入るので、マーケットに登録されているものに危険なものがないかというのをあらかじめ動かしチェックをする、危険なものが登録されている場合は検査をして本当に悪質な場合は連絡をするといった連携は考えられる。そのため、アプリケーションがどれだけ危険性があるか、攻撃性があるかというのを評価できるような仕組みを技術部会で検討している。

(桑子構成員)

- ・事務局への質問だが、ライフログ活用サービスWGの提言においては、基本的にはプロバイダ等が情報を収集して使うことに対してかなり慎重な形の提言であったと理解している。今のスマートフォンでの実際の動きから見ると、その提言に比べ若干踏み込んでいるのが実態かなという印象を受けており、今後、提言を踏まえた見直しが必要になってくるのではないかと。

(事務局)

- ・ライフログ活用サービスWGの検討の範囲は基本的にパソコンであり、提言は平成22年5月でスマートフォンが伸びてくる前のタイミングだったと承知している。提言では、いわゆるユーザー情報というものがどう使われていくのか、あるいはどう考えればいいのかということ等をご検討いただいた上で配慮原則を策定し、配慮原則の中には利用者に対する通知という点も盛り込んでいる。
- ・提言の時点では通知ということに留まっていたと思うが、その後スマートフォンが普及する中で、そういう形でいいのか、あるいはもう少し踏み込んだ形の議論が必要なのかという事情の変更も踏まえていくことになるのではないかと考えている。日本スマートフォンセキュリティフォーラムからの説明は、この1年半余りの状況の変化等を踏まえた実質的な検討になっているのではないかと考えている。

(日本スマートフォンセキュリティフォーラム)

- ・今の日本スマートフォンセキュリティフォーラムは、会員企業のいわゆるボランティアでアプリケーションの評価をしているが、有償のものは有償の枠組みで何かできそうな感じがしているが、無償のアプリケーションを評価しなければならず、無償のところこそ脅威が存在するので、この無償のところをどうやって評価していくのかということについて何かお知恵を頂ければありがたい。

(野原構成員)

- ・適正マーケットの運用ガイドやアプリケーションの攻撃性に関する検査ガイドは無料アプリを開発しているような人達まで渡っているのか。また、資料3-1参考資料は利用する企業や組織に向けてのガイドラインのようだが、一般のユーザー向けのガイドラインも出されているのか。

(日本スマートフォンセキュリティフォーラム)

- ・フォーラムとしては技術部会と利用部会に分けている。利用部会の方で資料3-1参考資料の業務利用に関するセキュリティガイドラインを作成している。技術部会では、アプリケーションにより事業をする人であるとか、テクニカルな面を中心として進めているが、対象範囲も広がってきており、内部的な組織も再編してもう少し丁寧にやっていかなければならないと思っている。
- ・ガイドラインは、パブリックにした段階で、各マーケットを展開したいという団体もフォーラムに入っているのだから、そちらで展開してもらっている。また、スマートフォンの情報収集に関する技術面からの提言、攻撃性に関する検査ガイドは、フォーラムメンバーには専門学校も加わっており、最近専門学校では、スマートフォンアプリケーションを作るための学科があるので、そのようなところに提言を入れて

もらっている。適正マーケットの運用ガイドは、英語化してITU-Tに持っていくという話もしている。

(2) スマートフォンを経由した利用者情報の取扱いに関するWG（案）

（岡村構成員）

- ・非常に重要なことで、WGの設置は強く賛成する。
- ・かなり技術的に最先端の問題なので、有識者として法律専門家を中心に行うということについて異議はないが、技術的な解説ができるようなメンバーを何らかの形で関与させないと技術的にどうも追いついていけない部分があるのではないか。日本スマートフォンセキュリティフォーラムからも話があったように、元々アンドロイド自体の設計というのはそれなりに堅牢であるが、オプトインによって例外処理を非常にいろんな面で認めることができるようになってきている。しかし、例外処理が広過ぎるため、あいまいな説明のまま情報をどんどん吸い上げている状態になっている。このあたり、技術的な仕組みとどう関連するのかということはどうしても踏み込まざるを得ないと思うので留意してもらいたい。

（事務局）

- ・ご指摘のとおりであり、技術的な検討が非常に重要。事務局としては座長とも相談してオブザーバーという形になるのかもしれないが、技術的に詳しい業界団体、事業者にも参加してもらいたいと思っている。

（藤原構成員）

- ・今後の利用者情報の活用を考えると、今存在しない新たなレイヤーのビジネスプレーヤーが入ることによって情報がすべてAからZまでつながることを途中で防いでくれるような役割、複数の事業者に渡る情報を結びつけて初めてその本人に関わる情報に結びつくというビジネスモデルもあり得ると思う。検討の範囲にどういう形でビジネスモデルとして誘導していくかというのも大変重要な観点であり、ビジネスプレーヤーをどのように位置付けるかというのも検討課題の1つではないか。また、位置情報や個人に関わる細かい情報に価値があるように言われているが、実際どれぐらいのレベルのどういう情報がマーケット上で価値があるのかなど、法律的・技術的な観点に加え、ビジネスモデル的な観点からもぜひ検討していただきたい。

（事務局）

- ・それぞれの分野の中に個々の事業者がおり、どういう情報を集め、どれとどれがセットになってサービスが提供されているのか、こういうことが分からないということが1つの不安の材料であると思われるので、可能な範囲で明らかにしながら議論していくことが非常に大事だと承知している。
- ・位置情報をはじめ、こういった情報がとられているのか、それぞれの価値がマーケット上どうなっているのかということについても、スマートフォンをこれから利用しようという消費者にとっては分からない状況の中で、それぞれどんな意味を持つものかということも含めて検討していくことになると思うのではないかと考えてい

る。

(座長)

- ・ 構成員の意見も踏まえ、今後事務局と相談しながら進めていきたい。新たなビジネスモデルなども扱うことになると思うが営業の秘密等を扱う場合もあり、主査の判断に委ねたいと思うが、非公開で開催する場合もあり得ることを了承いただきたい。

(木村構成員)

- ・ 今後一般の方がスマートフォンを利用するときに、携帯電話の延長線上で使うことになるという視点をぜひ入れていただきたい。全く新しいサービスだと、きっとこういうものだと思っしてから使うと思うが、一旦携帯電話を使っていると、携帯ならこんなのにスマートフォンはなぜ違うのかというところが必ず問題になると思う。
- ・ スマートフォンの場合はOSが外国製で日本の開発ではないので、アメリカと日本の利用者の感覚の違いというところも検討に入れていただきたい。

(野原構成員)

- ・ 日本の利用者の視点に立つことも重要だが、スマートフォンは別に日本だけで囲って作れる世界ではないので国際協調にも気をつけてもらいたい。

(座長)

- ・ 適宜要望・意見を事務局に出していただき、それを踏まえて1月からワーキングで検討してもらおうということで進めたい。

(5) その他

- ・ 次回の第13回会合は別途事務局から連絡。

以上